

# 大郷町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

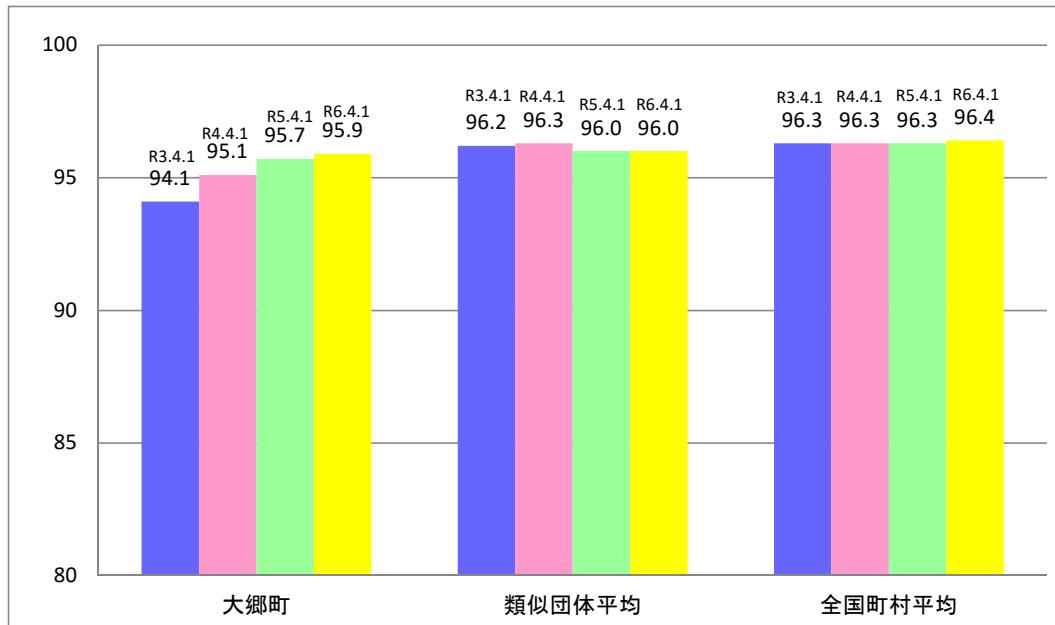
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 7,574	千円 6,341,012	千円 509,906	千円 834,488	% 13.2	% 14.8

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 103	千円 307,565	千円 60,415	千円 122,539	千円 490,519	千円 4,762	千円 5,540

- (注)
- 1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
  - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注)
- 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
  - 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
- (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
  - 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、

③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込みその理由及び改善の見込み

--

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和5年度	円	円	円 ( %)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和5年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

###### 〔実施〕

一般行政職給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ、他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

##### ②その他見直し内容

地域手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大郷町	38.3 歳	282,500 円	341,400 円	305,032 円
宮城県	42.3 歳	321,400 円	413,595 円	357,561 円
国	42.1 歳	323,823 円	---	405,378 円
類似団体	41.0 歳	303,305 円	349,559 円	327,177 円

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大郷町	49.6 歳	5 人	286,200 円	317,900 円	300,720 円	---	---	---	---
うち用務員	58.9 歳	2 人	313,900 円	318,921 円	313,900 円	用務員	49.1 歳	244,800 円	1.30
うち自動車運転手	43.1 歳	3 人	267,700 円	317,156 円	291,900 円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	57.4 歳	226,000 円	1.40
宮城県	53.2 歳	139 人	298,719 円	334,548 円	316,010 円	---	---	---	---
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	---	330,553 円	---	---	---	---
類似団体	51.0 歳	3 人	282,400 円	304,568 円	293,301 円	---	---	---	---

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大郷町	---	---	---
うち用務員	5,250,000 円	3,297,300 円	1.59
うち自動車運転手	4,242,900 円	2,821,600 円	1.50

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものの、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分		大 郷 町	宮 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	203,800 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	172,000 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	164,000 円	170,200 円	164,000 円
	中 学 卒	147,100 円	156,400 円	---

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	256,600 円	333,500 円	※ 円	※ 円
	高 校 卒	219,600 円	284,800 円	※ 円	※ 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

※個人情報保護の観点から対象となる職員が3人未満の場合は「※」で表示している

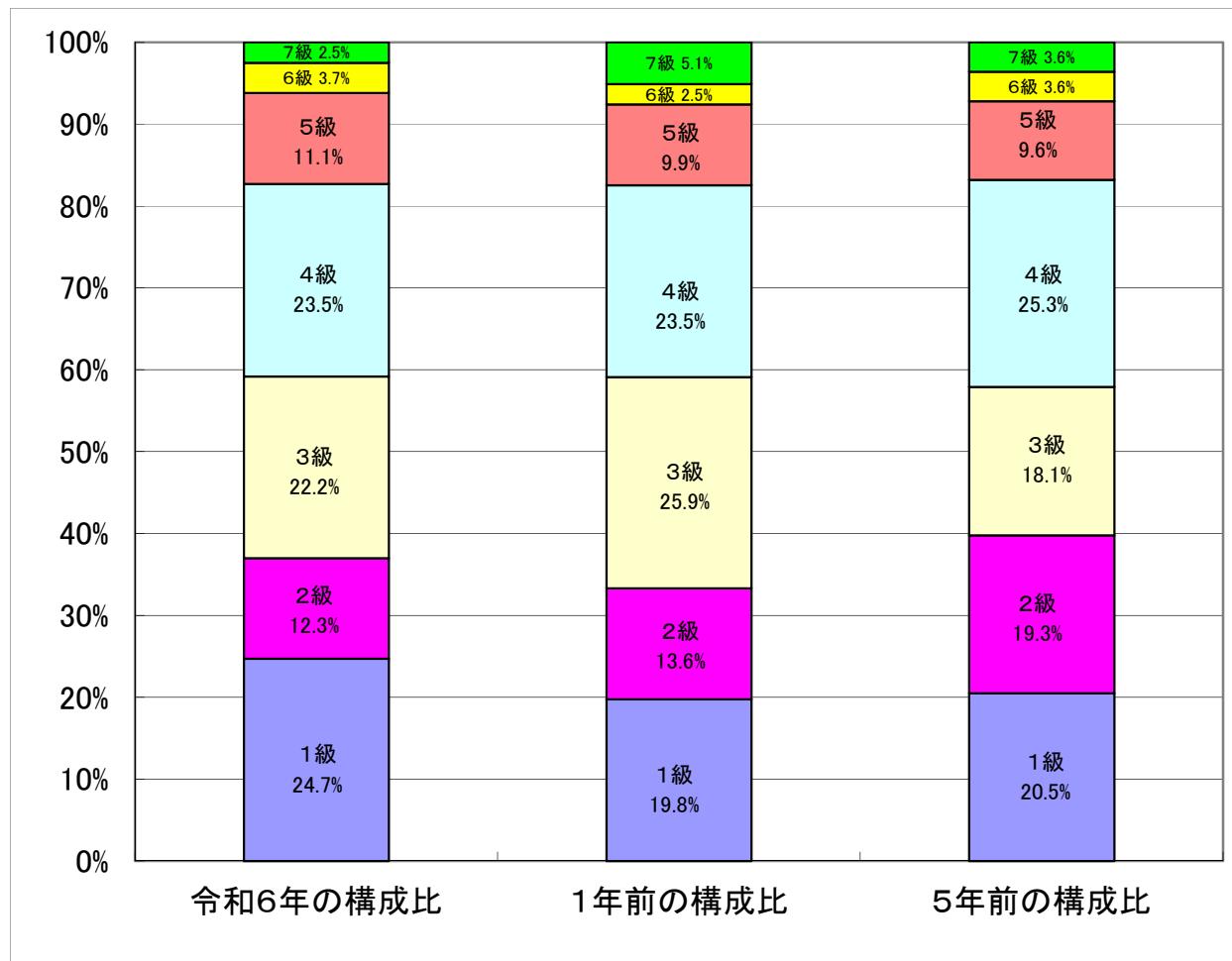
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

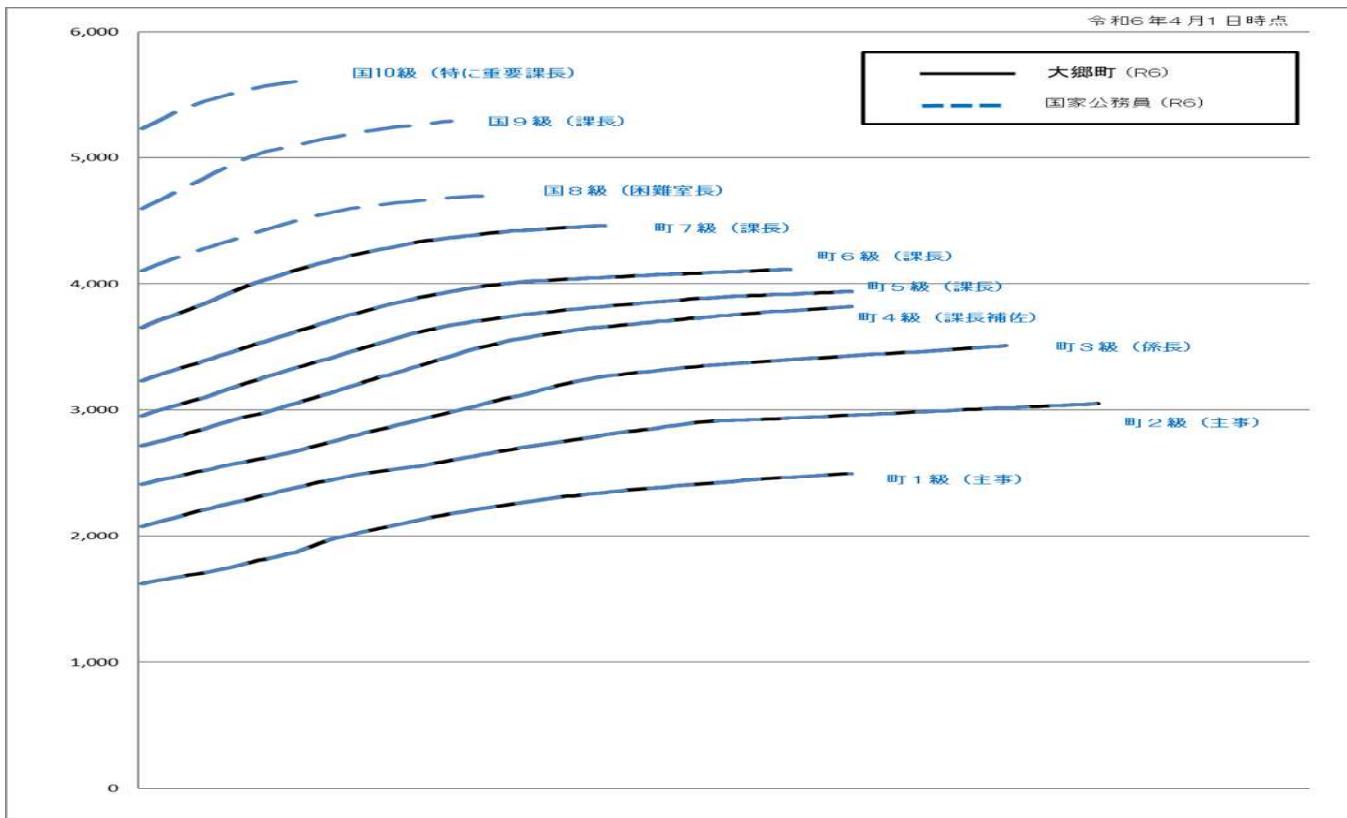
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事又は技師の職務 (主事・技師)	20 人	24.7 %	183,500円	258,100円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 (主事・技師)	10 人	12.3 %	230,000円	308,500円
3 級	課長補佐並びに係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 (係長・主査)	18 人	22.2 %	265,300円	354,700円
4 級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 (課長補佐・主幹)	19 人	23.5 %	298,800円	386,100円
5 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 (課長)	9 人	11.1 %	321,300円	398,200円
6 級	会計管理者の職務、総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 (課長・会計管理者)	3 人	3.7 %	355,200円	415,700円
7 級	会計管理者の職務、総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして町長が規則で定める職の職務 (参事・課長・会計管理者)	2 人	2.5 %	408,300円	450,900円

(注) 1 大郷町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定期間	令和7年度		令和7年度	

#### 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 郡 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,368 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,704 千円	---
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分
勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分	勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) ・ 役職加算 5%～15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 15%～25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 10%～25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年度		令和7年度	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

大 郷 町			国		
( 支 給 率 )	自己都合	勧奨・定年	( 支 給 率 )	自己都合	勧奨・定年
勤 続 2 0 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤 続 2 0 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤 続 2 5 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤 続 2 5 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤 続 3 5 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤 続 3 5 年	39.7575 月分	47.709 月分
最 高 限 度 額	47.709 月分	47.709 月分	最 高 限 度 額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
(退職時特別昇給	無	)			
1人当たり平均支給額	8,000 千円	-- 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	159 千円		
支給職員1人当たりの平均支給年額(令和5年度決算)	159,000 円		
支 給 対 象 地 域	支 給 割 合	支給対象職員	国の制度(支給割合)
多賀城市	10 %	0 人	10 %
仙台市、富谷市	6 %	1 人	6 %
名取市、利府町	3 %	0 人	3 %
東京都特別区	20 %	0 人	20 %

(4) 特殊勤務手当 なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	27,037 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	307 千円
支給実績（令和4年度決算）	27,012 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	296 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支 給 実 績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	1. 配偶者 6,500円 2. 子 10,000円 3. 上記以外の親族 6,500円  ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後、最初の3月31日までの間にある子は、1人につき5,000円加算	同 じ	---	10,324 千円	245,810 円
住 居 手 当	借家・借間に居住している職員 ア 家賃月額27,000円以下 家賃額-16,000円 イ 家賃月額27,000円を超える、61,000未満 (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 ウ 家賃月額61,000円以上 28,000円	同 じ	---	8,518 千円	274,774 円
通 勤 手 当	1.交通機関利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 (限度額 55,000円) 2.自動車等の利用者(片道2km以上) 使用距離(片道)により、2,000円～ 31,600円 3.交通機関と自動車等の併用者 運賃等の相当額+交通用具の使用 額(限度額 55,000円)	同 じ	---	7,638 千円	92,024 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員の属する 職務の級に応じて支給する 7級43,000円(課長)・6級 41,500円 5級(課長) 39,600円	同 じ	---	7,356 千円	490,400 円
休日勤務手当	国民の祝日及び年末年始において、正規 の勤務を割り振られたとき支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、配 偶者と別居し、単身で生活することを常況 とする場合支給する 月額30,000円+加算額	同 じ	---	--- 千円	--- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日 の午前5時までの間に勤務することを命ぜ られ勤務した職員に支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は 他の地方公共団体から派遣された職員が 住所を離れて町の区域に滞在する場合	同 じ	---	--- 千円	--- 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に 本来の勤務に従事しないで宿日直勤務を した職員に支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当を支給されている職員が、臨時 又は緊急その他公務運営の必要により、土 日や休日に勤務したとき支給する	同 じ	---	--- 千円	--- 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	732,000 円		(参考) 類似団体における最高 / 最低額 870,000 円 / 523,000 円
	副町長	555,000 円		700,000 円 / 360,000 円
報酬	議長	294,000 円 ( 円 )		928,500 円 / 200,000 円
	副議長	241,000 円 ( 円 )		316,000 円 / 170,000 円
	議員	226,000 円 ( 円 )		301,000 円 / 150,000 円
期末手当	町長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分		
	副町長	(令和5年度支給割合) 3.40 月分		
退職手当	町長	(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	732千円×在職月数(48)×0.44	15,459,840	通算又は任期毎
	備考	555千円×在職月数(48)×0.26	6,926,400	通算又は任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

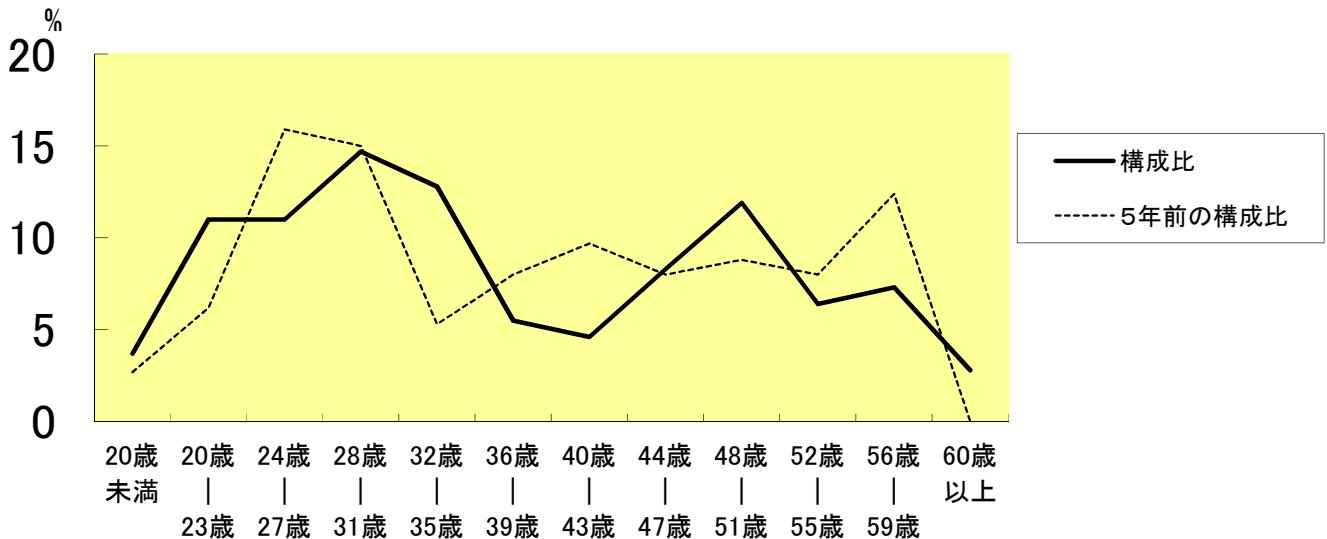
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部	議会	3	3	0
		総務	39	42	3
		税務	9	8	△ 1
		民生	8	8	0
		衛生	8	8	0
		農林水産	7	8	1
		商工	3	4	1
		土木	6	6	0
	部門計	計	83	87	4
	教育部門		12	11	△ 1
会計企画部門等	小計		95	98	3
	水道事業	2	2	0	特別会計から事業会計への移行のため
	下水道	3	4	1	
	その他	5	5	0	
合計	小計	10	11	1	
	計	105	109	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 130.95 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 140.80 人)
	[ 117 ]	[ 117 ]	[ 0 ]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
職員数	4	12	12	16	14	6	5	9	13	7	8	3	109

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年度 部門別	過去5年間 の増減数(率)						
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
一般行政	77	79	83	84	83	87	10 (15.87%)
教育	24	16	14	11	12	11	-13 (△6.45%)
普通会計計	101	95	97	95	95	98	-3 (8.51%)
公営企業会計等計	12	12	10	10	10	11	-1 (15.38%)
総合計	113	107	107	105	105	109	-4 (5.61%)

1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年について合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員数の状況

### (1) 上水道事業

#### ① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占める 職員給与費率
令和5年度	千円 231,642	千円 △ 5,076	千円 10,001	% 4.3	% 4.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費○千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村水道 事業平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 2	千円 6,314	千円 1,988	千円 1,699	千円 10,001	千円 5,001	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
上水道事業	40.1歳	296,300円	429,936円
団体平均	38.3歳	282,500円	341,400円
事業者	---歳		---円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

#### ③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上水道事業	大郷町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和5年度)	1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,259千円	1,368千円	
(令和5年度支給割合)	(令和5年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45月分 2.05月分	2.45月分	2.05月分
(1.375)月分 (0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%～15%	・役職加算	5%～15%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

上水道事業	大郷町(一般行政職)	
(支給率) 自己都合 勤奨・定年	(支給率) 自己都合 勤奨・定年	
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分	
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分	
その他の加算措置	その他の加算措置	
(退職時特別昇給 無 )	(退職時特別昇給 無 )	
1人当たり平均支給額 ---千円 ---千円	1人当たり平均支給額 8,000千円 --千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引き上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員	国の制度(支給割合)
多賀城市	10 %	0 人	10 %
仙台市, 富谷市	6 %	0 人	6 %
名取市, 利府町	3 %	0 人	3 %
東京都特別区	20 %	0 人	20 %

エ 特殊勤務手当 なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和5年度決算)	225 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	112 千円
支給実績 (令和4年度決算)	134 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	67 千円

1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 6,500円 2. 子 10,000円 3. 上記以外の親族 6,500円  ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後、最初の3月31日までの間にある子は、1人につき5,000円加算	同じ	---	300 千円	150,000 円
住居手当	借家・借間に居住している職員 ア家賃月額27,000円以下 家賃額-16,000円 イ家賃月額27,000円を超える、61,000未満 (家賃額-27,000円)×1/2+11,000円 ウ家賃月額61,000円以上 28,000円	同じ	---	---	千円 --- 円
通勤手当	1.交通機関利用者 1ヶ月に要する運賃等の相当額 (限度額 55,000円) 2.自動車等の利用者(片道2km以上) 使用距離(片道)により、2,000円～31,600円 3.交通機関と自動車等の併用者 運賃等の相当額+交通用具の使用額(限度額 55,000円)	同じ	---	144 千円	72,000 円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員の属する職務の級に応じて支給する 7級43,000円(課長)・6級 41,500円 5級(課長) 39,600円・5級(主幹)25,300円	同じ	---	---	千円 --- 円

休日勤務手当	国民の祝日及び年末年始において、正規の勤務を割り振られたとき支給する	同　じ	---	---	千円	---	円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする場合支給する 月額30,000円＋加算額	同　じ	---	---	千円	---	円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた勤務した職員に支給する	同　じ	---	---	千円	---	円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員が住所を離れて町の区域に滞在する場合	同　じ	---	---	千円	---	円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間及び休日等に本来の勤務に従事しないで宿日直勤務をした職員に支給する	同　じ	---	---	千円	---	円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急その他公務運営の必要により、土日や休日に勤務したとき支給する	同　じ	---	---	千円	---	円